

板橋区大規模小売店舗の出店に伴う生活環境保全のための要綱

(令和3年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）における大規模小売店舗の出店による影響を把握し、地域の生活環境を良好に保つための対応策を協議する手続きを定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 店舗面積 小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営むための店舗の用に供される床面積をいう。
- (2) 大規模小売店舗 一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が、1,000平方メートルを超える店舗をいう。
- (3) 出店予定者 大規模小売店舗を新設（建物の床面積を増床し、または既存の建物の全部もしくは一部の用途を変更することにより、大規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）する者（建物設置者）及び大規模小売店舗において小売業を営もうとする者（小売業者）をいう。
- (4) 区民 区内に住所を有する者、区内で事業所を営む者、区内の事業所に勤務する者及び区内の学校に在学する者をいう。
- (5) 近隣地域 出店予定地を中心として、原則半径200メートル以内の区内の地域をいう。

(出店予定者の責務)

第3条 出店予定者は、大規模小売店舗の設置及び事業の運営にあたり、地域のまちづくりとの調和を図るとともに、近隣地域の生活環境を良好に保つよう配慮をしなければならない。

(出店予定者の届出)

第4条 出店予定者は、別表に掲げる事項を記載した大規模小売店舗出店に伴う生活環境影響説明書（以下「生活環境影響説明書」という。）を、大規模小売店舗の新設をする日の8月前までに区長に提出する。

- 2 出店予定者は、提出された生活環境影響説明書に変更があった場合は、速やかに変更届出書を提出する。
- 3 区長は、前2項の規定による届出があったときは、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、生活環境影響説明書を当該公告の日から2月間、縦覧に供する。

(意見交換会の開催)

第5条 出店予定者は、前条第3項に規定する公告の日から1月以内に、近隣地域に存する町会、自治会、商店会等の団体から意見交換の申出があった場合には、意見交換会を開催する。

2 意見交換会の回数は、原則として1団体1回とする。

3 出店予定者は、区長に、意見交換会の開催日時、場所、意見交換の申出をした団体名を事前に報告するとともに、全ての意見交換会終了後、意見交換会の内容の記録を付した報告書を作成し、速やかに提出する。

(説明会の開催)

第6条 出店予定者は、生活環境影響説明書を提出した日から2月以内に、近隣地域の区民に対して出店に関する説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催する。

2 出店予定者は、生活環境影響説明書の内容について周知するとともに、当該出店に関し理解を得られるよう努めなければならない。

3 出店予定者は、説明会の日時及び場所については、チラシの各戸配布等の方法により、対象となる近隣地域の区民に周知するように努めなければならない。

4 出店予定者は、説明会の内容を記録するとともに、当該記録を付した報告書を作成し、説明会終了後、速やかに区長に提出する。

(意見の提出)

第7条 区民は、生活環境影響説明書に基づく大規模小売店舗の出店が、生活環境に与える影響についての意見を、第4条第3項に規定する公告の日から3月間、区長に提出することができる。

2 区長は、提出された意見書の写しを出店予定者に送付するものとする。

(出店予定者との協議)

第8条 出店予定者は、第5条の規定に基づき、意見交換を行った団体から第6条に規定する説明会の開催後、4週間以内に協議の申し入れがあったときは、申し入れをした団体と誠意をもって話し合い、地域の生活環境を良好に保つよう努力するものとする。

2 出店予定者は、協議の内容を記載するとともに、当該記録を付した報告書を作成し、説明会開催後、7週間以内に区長に提出する。

(意見の聴取)

第9条 区長は、必要に応じて区民及び関係行政機関から意見を聴取することができる。

(既存大規模小売店舗の取扱い)

第10条 この要綱を施行する日において、既に出店又はこの要綱を施行する日以後に出店をする大規模小売店舗が、店舗面積を増加し又は閉店時刻を繰下げようとする場合は、原則として本要綱を準用する。

(補足)

第 11 条 この要綱に定めるもののほかは、必要な事項は別に定める。

付則

- 1 この要綱は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和 48 年法律第 109 号）第 3 条第 1 項に基づく届出がされている大規模小売店舗については、この要綱は準用しない。ただし、第 10 条の規定についてはこの限りではない。

付則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。